

令和3年度 佐々町監査等年間計画

佐々町監査基準第7条の規定に基づき、以下のとおり令和3年度監査等年間計画を策定する。

1 監査等の基本方針

令和3年度においては、昨年度に引き続き、公正で機能的かつ効率的な町の行財政運営確保のため、リスク発生を防ぐための内部統制を確認しながら、リスクが高いものや業務改善の必要性がないかなどに着目した監査を実施する。

また、初年度となる「第7次総合計画」にもとづいた、事業実施の必要性や有効性の視点からも監査等を実施する。

2 監査等の種類、対象、実施予定時期等

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項）

- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行について、適切かつ効率的に行われているか、例月出納検査の結果をもとに全課の事務事業から抽出し実施する。財務監査 実施予定（10月中旬）
- ・工事監査 実施予定（完成：4月下旬、中間：11月中旬）

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

※実施予定（2月中旬）（例月出納検査の結果をもとにテーマ決定予定）

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金交付団体に関する監査を例月出納検査等の結果をもとに実施する。
実施予定（12月上旬）

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項/地方公営企業法第30条第2項）

- ・一般会計、特別会計：実施予定（7月下旬～8月上旬の間に6日間実施予定）
 - ・公営企業会計：実施予定（5月下旬）
- （水道事業貯蔵品棚卸審査：実施予定（4月上旬））

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

原則として、前月分を毎月10日に実施する。

(6) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

実施予定（7月下旬～8月上旬）

(7) 健全化判断比率等審査

①健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

②資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

一般会計・特別会計：実施予定（7月下旬～8月上旬）

公営企業会計：実施予定（5月下旬）

(8) 会計管理者からの指定金融機関等の検査報告

（地方自治法施行令第168条の4第3項）

会計管理者が、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関に対し、定期及び臨時に公金の収納又は支払事務及び公金の預金状況の検査を行った結果の報告を求める。実施予定（令和4年3月）

(9) 指定金融機関に対する監査（地方自治法第235条の2第2項）

指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払の事務について実施する。
実施予定（令和4年3月）

(10) 新会計制度における財務書類4表作成の進捗状況確認等

令和元年度、2年度分の財務書類4表作成の進捗状況確認を行い、町の財政運営状況の分析についてヒアリングを行う。実施予定（7月下旬～8月上旬）

※一般会計、特別会計の決算審査と同じ時期に実施する。